

令和 8 年度東海村障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和 8 年 8 月 5 日作成

1 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、本村における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

2 方針の対象範囲

この方針の対象範囲は、本村の村長部局，議会事務局，監査委員事務局，農業委員会事務局及び教育委員会とする。

3 調達の対象となる物品等

調達の対象となる物品等は，障害者就労施設等から調達を行う全ての物品及び役務とする。

4 調達の目標

令和 8 年度の目標は，次のとおりとする。

区 分	種 類	調達目標
物品	食品	1 2 0 千円
	消耗品	6 0 千円
役務	清掃業務	1, 0 8 0 千円

5 障害者就労施設等に対する情報提供

調達の目標その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資する情報については，村のホームページへの掲出等の方法により，障害者支援施設等に情報提供を行うものとする。

6 調達実績の公表

この方針に基づき本年度に調達する物品等の実績の概要は，村のホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は，福祉部総合相談支援課とする。